

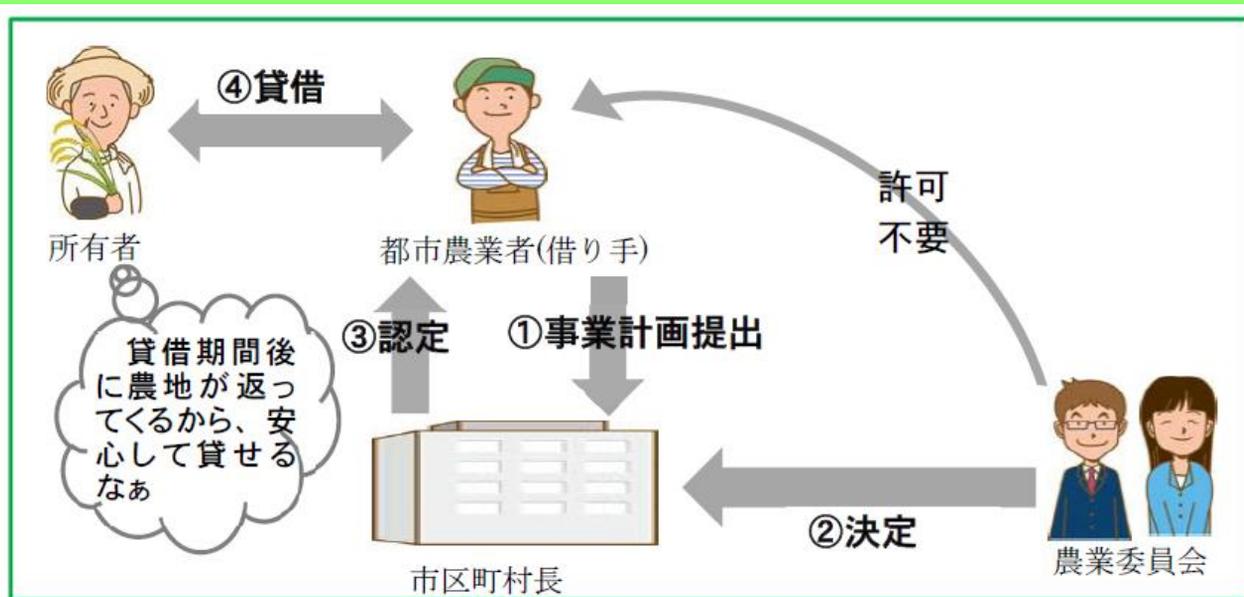
「特定生産緑地」への 指定手続きはお済みですか？

生産緑地の指定から30年を経過すると

「特定生産緑地」の移行ができません

平成4年に生産緑地の指定を受けた場合
令和4年の申出基準日までに手続きが必要です

生産緑地の貸借が安心して 行える仕組みもスタート！



農林水産省HPより

都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、対象となる都市農地を生産緑地をに限定した上で、都市農業の持つ多様な機能を発揮する取り組みを行うこと等を要件に、農地法の法定更新等が適用されない貸借を可能とするものです。この法律による貸借は、相続税納税猶予の適用が継続されます*。

*相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要です。

各種手続きについては、お住いの市町村へお問い合わせください

具体的な転用の必要がない場合は「特定生産緑地」への指定を受けましょう！

特定生産緑地の指定の有無によるメリット、デメリット

	受けた場合	受けない場合*3
営農面	<p>○固定資産税、都市計画税は、引き続き農地評価、農地課税です。</p> <p>○10年ごとに継続の可否を判断できます。*1</p>	<p>▲固定資産税等の負担が段階的に増加し、5年後には、宅地並み課税となります。</p> <p>▲30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできません。</p>
相続面	<p>○次世代の方は、次の相続時点での相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするか、を選択できます。</p> <p>○次世代の方が第三者に農地を貸しても、相続税の猶予が継続します。*2</p>	<p>▲特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。*4</p>

*1 特定生産緑地の指定は10年ごとに更新できます。

*2 一定の要件を満たす必要があります。【都市農地の貸借の円滑化に関する法律】

*3 生産緑地は、自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です。

*4 現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します。

「特定生産緑地」への指定をしなかった場合には課税特例がなくなります

固定資産税額の違い（イメージ）（10aあたり）

申出基準日

【宅地化農地(宅地並み課税)(例:30万円/10a/年)】

10年後

R4年

R5年

R6年

R7年

R8年

R9年

R14年

10年間の
固定資産税額

特定生産緑地
指定を受けな
かった場合

軽減率
×0.2

6
万円

軽減率
×0.4

12
万円

軽減率
×0.6

18
万円

軽減率
×0.8

24
万円

30
万円

240
万円

特定生産緑地
指定を受けた
場合

2
万円

2
万円

2
万円

2
万円

2
万円

2
万円

【生産緑地(農地課税)(例:0.2万円/10a/年)】